

1 登記官押印証明とは

登記官押印証明とは、登記事項証明書や登記簿謄本（以下「登記事項証明書等」という。）における登記官印に対して、登記官の所属する（地方）法務局長が登記官印は真正なものであることの証明を付与するものです。

外務省に公印確認またはアポストイーユを申請する場合等、事前に（地方）法務局長による登記官押印証明を受ける必要があります。

2 申請方法

(1) 窓口での申請

熊本県内の法務局で交付を受けた登記事項証明書等及び必要事項を記入した申請書を申請窓口へ提出してください。

登記官押印証明にかかる手数料は不要です。

また、代理人が申請する場合であっても委任状は必要ありません。

なお、登記官押印証明の交付までの時間は、1通の申請の場合、10分程度です。申請通数が多数に及ぶ場合は、多少お時間をいただきます。

(2) 郵送による申請

熊本県内の法務局で交付を受けた登記事項証明書等を、次のア及びイの書類と共に申請窓口へ郵送してください。所要日数は、郵便事情等により多少前後しますが、おおむね3～5日です。

ア 必要事項を記載した申請書

イ 返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの。）

なお、郵送に当たっては、郵便事故防止の観点から、書留郵便を利用されることをお勧めします。

(3) 登記官押印証明をすることができないケース

ア 熊本県外の法務局で交付を受けた登記事項証明書等は、証明することができません。

イ ホッチキスを外したり、加筆した登記事項証明書等は、原則、証明することができません。